あいぜんの里　身体等の拘束廃止に向けた行動指針

　特別養護老人ホームあいぜんの里では、「介護保険指定基準の身体拘束禁止規定」に則り身体等の拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない事を基本として介護サービスを提供する。

　<介護保険指定基準（71条）の身体拘束禁止規定>

　　サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を

　保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限

　する行為を行ってはならない。

１　身体等の拘束廃止の目的

利用者の「自由」と「誇り」と「生活の質」を損なわないケアを確立していくことを目的とする。

２　身体等の拘束廃止における基本方針

（1）施設長以下全職員が施設目標として取り組むという意識をもつ。

（2）利用者の心身状況をアセスメントし、事前に原因を排除することなどで身体等

の拘束を必要としない状態の実現を目指す。

（3）事故対策や予防、その対応について、「利用者中心」を主体とした考え方で検討

を行い会議を持って決定する。

（4）環境の整備など、常に代替的な方法を考え創意工夫を重ねていく。

３　行なってはならない「身体等の拘束」の具体的な行為

その利用者の意思に反して、自分の力では変更できない方法で、その利用者の行動を制限すること。

1. 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
5. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

（10）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

（11）自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（12）その他、言葉や態度により行動を制限する。

４　緊急やむを得ない場合の対応について

●　ケアの工夫のみでは、十分に対処できないような「一時的に発生する突発事態」において、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、定められた手続きに沿って実施する。

●　手続き等の詳細については、別途マニュアルに定められたとおりとする。

５　身体等の拘束廃止委員会

（1）構成メンバー

施設長、主任介護士、主任看護師、管理栄養士、生活相談員、介護支援専門員、その他施設長が必要と認めた職員

（2）開催日時

　　　必要に応じて随時開催する。

（3）活動内容

身体等の拘束廃止に取り組む基本方針の確認

身体等の拘束の実態調査

身体拘束廃止が困難な事例の検討

身体拘束廃止マニュアルの作成、見直し

緊急やむを得ない場合の身体等の拘束についての検討

身体等の拘束廃止にむけた職員教育、研修

附則

「あいぜんの里身体等の拘束廃止に向けた行動指針」は、平成18年9月1日より運用する